

令和 7 年度佐世保市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施施設の認可に係る 意見聴取について（概要資料）

（１）事業概要

本事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として創設され、令和 8 年度からは「給付制度」として、全国すべての自治体で実施が義務化される。

本市ではその義務化に先駆けて、今年度から乳児等通園支援事業に取り組むこととしている。限られた自治体しか実施していないこの制度を先進的に導入することで、次年度からの本格的実施に向け、より身近で、利用しやすい子育て支援体制の整備を目指すものである。【資料 2】参照。

なお、今年度本市では、事業を行おうとする施設において、当該施設に入所する児童の数がその施設の利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該入所児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象とした「余裕活用型乳児等通園支援事業」により実施する。

（２）認可申請の経緯

幼保連携型認定こども園 みなとこども園ほか 20 施設は、本市が実施した制度説明会（令和 7 年 4 月 21 日実施）等により事業内容の理解を深め、本市の佐世保市乳児等通園支援事業実施事業者募集（令和 7 年 6 月 9 日通知）に対し、意向確認を経て事業申込を行われた。

その後、実施内容や実施体制について本市で確認を行ったうえで、本事業の実施候補施設として選定した。これを受けて、施設側においては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 2 項に基づく認可申請の手続きを進め、所定の様式による申請書類一式を本市へ提出された。

（３）意見聴取の位置づけ

乳児等通園支援事業の認可を行う場合には、法に基づき「佐世保市子ども・子育て会議」に意見聴取を行うこととなっている。

今回、認可申請があった幼保連携型認定こども園 みなとこども園ほか 20 施設について、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行うことが求められている。根拠となる規定については「（５）意見聴取の根拠（参考）」に記載。

そのため、本市が認可を行うに際して、各申請施設の適合状況について、佐世保市子ども・子育て会議の意見聴取を実施するもの。

認可申請施設の詳細及び審査結果については、「佐世保市乳児等通園支援事業認可申請事業者一覧【資料 3】」のとおり。

なお、意見聴取にあたっては、乳児等通園支援事業の認可等について（令和 7 年 2 月 26 日こ成保発第 154 号）第 1 の 2 の（３）のイの②に基づき、書面決議による形式としたい。

（４）本件認可に対する本市の考え方

今回の認可審査は、今年度から本市で開始する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する施設に対して認可を行うためのものとなっている。

認可を行う際は、国において定める法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号。以下「基準省令」という。）並びに本市において定める佐世保市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年佐世保市条例第１９号。以下「条例」という。）に規定する認可要件に適合することが求められている。

審査にあたり、余裕活用型乳児等通園支援事業においては、当該事業を行おうとする施設は既に児童福祉法等の規定に基づく認可及び子ども・子育て支援法等の規定に基づく確認を受けていることが前提となる。この場合、市として把握している事項については審査を省略することができるとされており、これまでも適正に運用されていることから、認可要件に適合すると判断した。

また、施設の配置については、「佐世保市子どもまんなか計画」において、市内を６つのエリアに分けて教育・保育の量を見込んでおり、すべてのエリアにおいて実施施設が所在し、市内全域に分布することで、各地域における利用ニーズに一定対応可能であると見込んでいる。

（５）意見聴取の根拠（参考）

○児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）（抜粋）

（審議会の設置及び権限）

第８条 第９項、第１８条の２０の２第２項、第２７条第６項、第３３条の１５第３項、第３５条第６項、第４６条第４項及び第５９条第５項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１２条第１項の規定により同法第７第１項に規定する地方社会福祉審議会（第９において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

３ 市町村は、第３４条の１５第４項の規定によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

（家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業）

第３４条の１５ 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

２ 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

３ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第１項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第４号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があること。
- (2) 当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第35条第5項第2号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。
- (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識または経験を有すること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

＜以下略＞

- 4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○佐世保市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第22号）（抜粋）

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 児童福祉法その他の法令の規定により、児童福祉審議会（中核市に置かれる児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関をいう。）が所掌する事項
- (2) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に規定する事項
- (3) 認定こども園法第25条に規定する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項